

神戸港におけるコンテナ物流滞留対策事業（CONPAS 導入）補助金
（ターミナル運営事業者対象）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、神戸港におけるコンテナ物流滞留対策事業（CONPAS 導入）補助金（ターミナル運営事業者対象）（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（補助の目的）

第2条 補助金は、新・港湾情報システム「CONPAS」とコンテナターミナル運営事業者が所有するシステムの接続を支援し、速やかにシステムを連携させることにより、コンテナターミナルにおけるゲート処理時間短縮等の CONPAS の機能を早期に発揮させ、物流車両の滞留を早期に解消し、物流交通を円滑化させることを目的として交付する。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）CONPAS ICT を活用したゲート処理時間の短縮などによるコンテナ輸送の効率化を目的とした新・港湾情報システム（Container Fast Pass の略）をいう。
- （2）コンテナターミナル運営事業者 コンテナ貨物の荷役作業、コンテナターミナルの管理等のターミナル運営を行う事業者をいう。
- （3）コンテナターミナル運営事業者の自社システム コンテナターミナル運営事業者が所有するシステムであり、コンテナターミナル運営事業者がコンテナの管理、コンテナの本船荷役計画やヤード蔵置計画の策定等のターミナル業務を処理するためのターミナルオペレーションシステム及びコンテナターミナルへの入退場車両の受付等を行うためのゲートシステムをいう。
- （4）サーバ ターミナルオペレーションシステムと CONPAS を接続するためのものをいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、神戸港のコンテナターミナル運営事業者とする。

（補助の対象及び補助率）

第5条 補助の対象となる経費は、神戸港のコンテナターミナル運営事業者の自社システムと CONPAS が情報連携するために要するコンテナターミナル運営事業者の自社システムの改修及びサーバの設置に要する費用（ただし、消費税及び地方消費税相当分は除く）とする。

- 2 前項の経費に係る補助金の額は、同項の経費の3分の2に相当する額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）以内とし、その上限額は、コ

ンテナターミナル運営事業者1社当たり6,000万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始の30日前までに、阪神国際港湾株式会社に申し出ることとする。

2 前項の申し出時には、次に掲げる事項を阪神国際港湾株式会社に提示しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金の交付の対象となる事業に関する仕様書
- (4) 補助金の交付の対象となる事業に関する見積書
- (5) 見積書の内訳明細書

(交付決定)

第7条 阪神国際港湾株式会社は、補助金の交付の申し出があったときには、当該申し出に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、適正であると認めた場合は、補助金の交付の申し出を行った者と神戸港における新・港湾情報システム（CONPAS）導入に向けたターミナルオペレーションシステム改修に関する協定書を締結し、その協定書に基づいて補助金を交付するものとする。

2 協定書には、事業実績の報告、補助金額の確定、補助金の交付時期・方法などの補助金交付のために必要な事項を定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。